

(証券コード3021)
平成24年8月15日

株 主 各 位

東京都港区芝五丁目20番14号
株式会社パシフィックネット
代表取締役 上 田 満 弘

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年8月29日（水曜日）午後5時45分までに到着するようご送付下さいますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年8月30日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝四丁目1番23号
三田NNビル地下1階 三田NNホール&スペース（スペースD）
（会場が昨年とは異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照の上、お間違えのないようご注意ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第24期（平成23年6月1日から平成24年5月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結
計算書類監査結果報告の件
 2. 第24期（平成23年6月1日から平成24年5月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款の一部変更の件

第3号議案 取締役7名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.prins.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成23年6月1日から
平成24年5月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、東日本大震災の影響から緩やかな回復傾向にあるものの、円高の長期化、欧州の債務問題による金融不安や米国での景気停滞懸念等もあり、依然として景気は不透明な状況で推移いたしました。

当社を取り巻く事業環境につきましては、パソコンの入替需要が鈍化する一方で、スマートフォンや iPad 等を始めとするタブレット端末の急速な普及により、リユース品の低価格化が進展する等、中古情報機器業界全体が厳しい状況で推移いたしました。

このような環境下、全国主要都市に引取回収拠点8箇所を配したネットワーク、ISO27001 (ISMS) 並びにプライバシーマークに準拠した情報漏洩防止のためのセキュリティ体制をアピールし、リース・レンタル会社、一般企業を対象とした仕入部門を強化いたしました。

また、直営店舗8箇所及び通信販売等において個人向け販売にも注力し、法人向け販売と併せ販売部門を強化すると共に、中古情報機器の仕入から販売に至る迄のプロセスを大幅に見直し、徹底したコスト削減を実施した他、経営の効率化及び意思決定の迅速化を図るため、連結子会社アールモバイルを完全子会社化し、同社を消滅会社とする吸収合併を実施しました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高 3,371,547 千円（前年同期比 2.3%減）、営業利益 125,423 千円（前年同期比 1,884.2%増）、経常利益 132,350 千円（前年同期比 998.3%増）、当期純利益 36,402 千円（前年同期は当期純損失 22,675 千円）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

イ 引取回収・販売事業

引取回収事業は、主要仕入先のリース・レンタル会社と一般法人等への仕入強化の一環として、平成 23 年 6 月に本部営業組織を一本化し、首都圏を中心に営業を強化いたしました。

また、営業人員の強化と積極的な新規開拓活動を展開し、上場企業を中心に鋭意法人取引の開拓に傾注いたしました。

販売事業は、インターネット通販についてはコンシューマーモデルを充実させ、また、ショップについてはペリフェラル・防災・節電グッズ等、魅力的な店作りで集客力を飛躍的に増加させる等、個人向け販売だけでなく、一般法人向け販売も強化し、種々の改革を実施いたしました。しかしながら、中古情報機器等の入荷台数は前年同期並みに推移しましたが、販売単価下落

の影響を受け、減収となりましたが、継続的にコスト削減を実施いたしました結果、売上高 2,813,874 千円（前年同期比 1.0%減）、営業利益 31,664 千円（前年同期は営業損失 110,905 千円）となりました。

ロ レンタル事業

レンタル事業は、官公庁・自治体等の一般競争入札等の案件に積極的に参加する一方、一般法人の新規開拓営業に注力いたしました。また、これまでの PC を中心としたラインナップにタブレット端末やスマートフォン等を追加し、レンタルニーズの多様化に対応した営業を推進いたしました。一方、引き続き強い法人需要はあるものの、パソコンを中心とした低価格化及び他社との競合によるレンタル料率引下げの影響等もあって、低調に推移いたしました。

この結果、売上高 557,672 千円（前年同期比 8.1%減）、営業利益 93,758 千円（前年同期比 20.0%減）となりました。

セグメント別売上高

（単位：千円）

セグメントの名称	第 23 期 平成 22 年 6 月 1 日から 平成 23 年 5 月 31 日まで		第 24 期 平成 23 年 6 月 1 日から 平成 24 年 5 月 31 日まで	
	金額	構成比	金額	構成比
	引取回収・販売	2,842,465	82.4%	2,813,874
レ ン タ ル	607,083	17.6%	557,672	16.5%
合 計	3,449,549	100.0%	3,371,547	100.0%

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は161,890 千円であり、その主なものはレンタル資産の取得、アールモバイル秋葉原店の開設、営業車両の購入、基幹システム購入などであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、主にレンタル資産の取得を目的として、長期借入金 250,000 千円を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

リユースパソコン市場は、ここ数年家電量販店及びメーカー等の新規参入により拡大しておりますが、一方でパソコンの低価格化、クラウドコンピューティングの普及、iPhone、iPad の発売等、パソコン市場を巡る構造も急速に変化しております。

当社はこのような環境下で、更なる事業の発展を推進するためには、商材の安定的確保と販路拡大、そして時代に合った新たな事業構造の構築が重要な課題であります。

その一環として、レンタル事業の収益性並びに社会のニーズに着目し、事業の飛躍的な拡大を目指してまいります。

また、設備・什器・建機等、パソコン以外にも幅広い商材を取扱い、新しい分野への事業展開を図ってまいります。

これらの業容拡大に伴い、人材確保及び社員教育も新しい研修体制を構築して強化してまいります。

具体的な対処策は次のとおりであります。

① 引取回収・販売事業

イ 引取回収事業

全国8拠点のネットワークをフルに活用した仕入れルートを更に開拓してまいります。

その中で主要仕入先であるリース・レンタル会社より安定した仕入れを確保する他、一般法人、学校、官公庁も開拓し、リース品以外の社有物件の引取りを強化してまいります。

また、家電量販店からのコンシューマー商品の買取りも強力に推進してまいります。

今後、パソコン以外の産業機械等の特殊、大型物件の引取りも促進し、お客様のニーズに対応してまいります。

ロ 販売事業

パソコン市場は成熟期と言われますが、リユースパソコンは市場での認知度も高まり、加えて価格の安さもあり、需要としては拡大傾向と予想されます。

このような中、あらゆるお客様層に対応すべく直営店及びインターネット通販を更に整備強化すると共に、中古情報機器取扱業者向けの販売を強化してまいります。

また、取扱商品もパソコン以外にも拡大し、かつ販路を開拓しながら事業拡大を図ってまいります。

ハ リユース携帯事業

携帯電話の販売方式が変更になり、新品携帯端末の価格が値上がりし、低価格のリユース携帯端末のユーザーニーズが高まっております。

また、日本国内の携帯電話利用者は1億台を突破しており、その結果、毎年大量に発生する使用済み携帯端末の有効活用が指摘されております。

当社は、本年4月に中古モバイル端末（ケータイ、スマートフォン、モバイルPC等）の買取・販売の直営店「Rmobile 秋葉原店」を第一弾として新設し、リユース携帯事業の拡大を目指してまいります。

② レンタル事業

スマートフォン及びタブレット端末の急速な普及に伴い、ビジネスユースにおけるIT機器のニーズも大きく変化しております。

これまでのクライアント型PCの利用環境から、クラウド利用環境へと急速な変化を遂げつつあります。

当社レンタルラインアップに関しても、iOS・Android等のスマートフォン、

タブレット端末を大幅に追加し、事業拡大を図ってまいります。

また、国際会計基準の採用による会計処理の変更により、企業における IT 機器の導入形態も大きく変動するものと予想されますので、これまでの一時利用的なレンタルの短期ニーズに加え、1年以上の長期契約による基幹システム利用のニーズにも営業を強化してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第21期 (平成21年5月期)	第22期 (平成22年5月期)	第23期 (平成23年5月期)	第24期 (当連結会計年度) (平成24年5月期)
売上高 (千円)	—	—	3,449,549	3,371,547
営業利益 (千円)	—	—	6,321	125,423
経常利益 (千円)	—	—	12,050	132,350
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	—	—	△22,675	36,402
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△) (円)	—	—	△8.87	14.07
総資産 (千円)	—	—	2,487,837	—
純資産 (千円)	—	—	1,660,067	—

(注)1. 当社は第23期より連結計算書類を作成しているため、第21期及び第22期の財産及び損益の状況の記載はしておりません。

2. 当社は、平成24年5月1日付で連結子会社を吸収合併した結果、第24期連結会計年度末には連結子会社が存在しておりません。従いまして、第24期連結会計年度の連結貸借対照表は作成しておりません。
3. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は期中平均発行済株式総数に基づき算出したものであります。なお、期中平均発行済株式総数については、自己株式を控除して用いております。
4. 平成24年6月1日付で普通株式1株に対し100株の割合で株式分割を行いました。第23期及び第24期の1株当たり当期純利益又は当期純損失は、第23期の期首に株式の分割をしたと仮定して算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分	第21期 (平成21年5月期)	第22期 (平成22年5月期)	第23期 (平成23年5月期)	第24期(当期) (平成24年5月期)
売上高(千円)	3,408,364	3,349,229	3,386,487	3,259,654
営業利益又は営業損失(△)(千円)	△23,343	60,667	29,539	120,869
経常利益又は経常損失(△)(千円)	△13,367	75,161	36,140	128,721
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△25,866	31,793	△15,289	29,016
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)(円)	△10.32	12.95	△5.98	11.21
総資産(千円)	2,090,949	2,131,041	2,426,101	2,531,916
純資産(千円)	1,612,247	1,619,499	1,630,449	1,630,918

(注)1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出したものであります。なお、期中平均発行済株式総数については、自己株式を控除して用いております。

2. 平成24年6月1日付で普通株式1株に対し100株の割合で株式分割を行いました。第21期から第24期までの1株当たり当期純利益又は当期純損失は、第21期期首に株式の分割をしたと仮定して算定しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社アールモバイル	45,000千円	100.0%	中古携帯電話販売

(注) 当社は平成24年5月1日付にて株式会社アールモバイルを吸収合併いたしました。

(7) 主要な事業内容 (平成24年5月31日現在)

当社は、リース会社・一般企業からの中古パソコンの回収及び買取、店舗・ウェブでの個人販売・業者卸販売、パソコン並びにパソコン周辺機器のレンタルを行っております。また、パソコン周辺機器の販売も行っております。

セグメント別の主要品目は次のとおりであります。

セグメントの名称		主要品目	
引取回収・販売事業	引取回収事業	中古OA機器等の回収及び収集・運搬	
	販売事業	通信販売	中古パソコン・周辺機器等・中古携帯電話等
		店頭販売	中古パソコン・周辺機器等・中古携帯電話等
		業者卸販売	中古パソコン・周辺機器等・中古携帯電話等
レンタル事業		パソコン・周辺機器等	

(8) 主要な事業所等 (平成24年5月31日現在)

本社 東京都港区芝五丁目20番14号

支店 札幌支店 (北海道)、仙台支店 (宮城県)、浜松支店 (静岡県)、名古屋支店 (愛知県)、大阪支店 (大阪府)、広島支店 (広島県)、福岡支店 (福岡県)

販売部門 札幌店 (北海道)、仙台駅前店 (宮城県)、東京営業部 (東京都)、秋葉原中央口店 (東京都)、Rmobile秋葉原店 (東京都)、名古屋大須店 (愛知県)、なんば店 (大阪府)、大阪日本橋店 (大阪府)、博多駅前店 (福岡県)

テクニカル部門 札幌テクニカルセンター (北海道)、仙台テクニカルセンター (宮城県)、東京テクニカルセンター (東京都)、浜松テクニカルセンター (静岡県)、名古屋テクニカルセンター (愛知県)、大阪テクニカルセンター (大阪府)、広島テクニカルセンター (広島県)、福岡テクニカルセンター (福岡県)

レンタル部門 レンタル事業部 (東京都)

(注) テクニカル部門は、中古パソコン等のチェック及び再生を行う部門であります。

(9) 従業員 の 状 況 (平成24年5月31日現在)

当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比 増減	平均年齢	平均勤続年数
150 名	9 名減	35.5 歳	5 年 6 ヶ月

(注)1. 従業員数には、臨時雇用者86名は含まれておりません。

2. 前期末比9名の減少は、台北支店の休業の他、業務効率の改善が主な要因であります。

(10) 借 入 先 の 状 況 (平成24年5月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高 (千円)
株式会社りそな銀行	174,998
株式会社みずほ銀行	129,164
株式会社三井住友銀行	95,836
株式会社横浜銀行	45,800

2. 会社の株式に関する事項（平成24年5月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 103,500株
- (2) 発行済株式の総数 25,875株
- (3) 株主数 1,197名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
上田満弘	株 14,850	% 57.3
上田トモ子	1,500	5.7
上田雄太	1,500	5.7
上田修平	1,500	5.7
株式会社光通信	1,331	5.1
岩間正俊	300	1.1
向井純也	256	0.9
白戸保享	184	0.7
奥津利彦	168	0.6
株式会社ハードオフコーポレーション	100	0.3
高木知巳	100	0.3

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成24年5月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	上 田 満 弘	
取締役副社長	山 崎 健 一	内部監査室、企画部、海外事業部、浜松支店、名古屋支店担当
専務取締役	岩 間 正 俊	バイセル営業部、アセット事業部、東京営業部、モバイル営業部、東京テクニカルセンター、札幌支店、仙台支店担当
取 締 役	亀 田 秀 幸	情報システム室、本社営業部、レンタル事業部、大阪支店、広島支店、福岡支店担当
取 締 役	菅 谷 泰 久	財務経理部、人事総務部担当 兼財務経理部長
取 締 役	神 谷 宗 之 介	弁護士（神谷法律事務所）、 株式会社日本デジタル研究所監査役
監 査 役（常勤）	有 川 弘	
監 査 役	肥 沼 晃	税理士（肥沼会計事務所）
監 査 役	東 後 忠 明	

- (注)
1. 取締役神谷宗之介氏は社外取締役であります。
 2. 監査役有川弘氏、肥沼晃氏は社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役神谷宗之介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 監査役肥沼晃氏は小林公認会計士不動産鑑定士事務所に在籍後、個人で会計事務所の代表を務められており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取締役 (うち社外取締役)	名 6 (1)	千円 60,264 (2,400)
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	10,575 (5,580)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成17年8月30日開催の第17回定時株主総会において年額160,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成17年8月30日開催の第17回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況
該当する重要な事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員の兼任状況
取締役神谷宗之介氏は、株式会社日本デジタル研究所の社外監査役であります。
同社と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。
- ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当する重要な事項はありません。
- ④ 当事業年度における主な活動状況
- ・取締役 神谷宗之介氏
同氏は、当事業年度に開催した取締役会22回中20回に出席しており、弁護士としての専門的な知識と経験を有していることから、客観的・中立的な立場から決議事項・報告事項全般に助言・提言を行っております。
 - ・監査役 有川弘氏
同氏は、当事業年度に開催した取締役会及び監査役会の全てに出席しており、高い見識と幅広い経験から、決議事項・報告事項全般に助言・提言を行っております。
 - ・監査役 肥沼晃氏
同氏は、当事業年度に開催した取締役会及び監査役会の全てに出席しており、必要に応じ、主に財務会計の経験に基づく発言を行っております。

⑤ 社外役員が締結している責任限定契約の内容の概要

氏名	責任限定契約の内容の概要
神谷 宗之介	会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、社外取締役が職責を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する最低責任限度額を限度とする旨の契約。
有川 弘	会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、社外監査役が職責を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する最低責任限度額を限度とする旨の契約。
肥沼 晃	会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、社外監査役が職責を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する最低責任限度額を限度とする旨の契約。

- ⑥ 当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

九段監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	18,720千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	18,720千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている項目に該当すると認められる場合は、監査役会による協議を経て、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び実行状況の概要は以下のとおりであります。

内部統制基本方針

当社は、内部統制システム構築の基本方針を取締役会において、以下のよう
に決議いたしました。ステークホルダーの信頼を得られる誠実で透明性の高い
経営の実現のためには、コーポレートガバナンスの強化を進めることが重要で
あり、その実効性の向上を目指して内部統制を充実させ、会社法及び会社法施
行規則に基づく業務の適正性を確保いたします。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、法令遵守を基本精神とし、代表取締役が取締役に対し、継続的にその基本精神を伝えることにより、法令遵守があらゆる企業活動の前提となるよう周知徹底を図る。
- (2) 法令、定款及び社内規程の遵守を確保するためコンプライアンス委員会を設置し、その運営規程の制定を行い周知徹底を図る。
- (3) 取締役の職務執行の適応性並びに取締役会における意思決定の健全性及び透明性を高めるために社外取締役を置く。
- (4) 内部監査室は、各事業部門の業務の妥当性及び効率性を随時チェックするとともに、法令遵守状況についても監査を行う。これらの監査結果は、定期的に取り締役会及び監査役に報告されるものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報については、法令及び取締役会規程に従い、文書又は電磁的媒体（以下、文書等）に記録されることとする。
- (2) 文書等は、少なくとも法令及び文書管理規程に定める期間保存し、また、重要な文書等については永久保存するものとし、取締役及び監査役がいつでも文書等を閲覧することができる状態を維持する。
- (3) その他の体制として、セキュリティ対策室の情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）による情報の総合管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク管理規程」を制定し、経営上のリスク管理に関する基本方針及び体制を定め、この規程に沿った管理体制を構築する。
- (2) 不測の事態が発生した場合においては、「リスク管理規程」に基づき、すみやかに、損害・損失等を抑制するための具体的施策を敏速に決定・実行する組織として、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等を含めた全社的な対応を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務執行の効率化を確保する体制の基盤として、毎月 1 回の定時取締役会のほか、必要に応じて、随時臨時取締役会を開催することとし、重要事項に関する意思決定を迅速・適切に行う。
- (2) 取締役からなる経営会議を月 1 回以上開催することにより、取締役会付議事項を含む重要事項につき事前審議し、経営の意思決定の効率化を行う。
- (3) 効率的な業務執行を可能とするため、各担当役員の職務分掌及び権限を明確化するための規程の整備を行う。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、法令遵守の周知徹底を図るとともに、コンプライアンス体制の実践的運用を可能とする体制を構築する。
- (2) 全取締役は担当部門の使用人に対しコンプライアンスの教育・啓発を行う。
- (3) コンプライアンス委員会及び指定弁護士を内部通報窓口とするとともに、役職員に対し、社内において法令、定款又は社内規程への違反行為が現に行われ、又は行われようとしていることを発見した場合には、直ちに窓口へ通報するよう指導していく。当社は、通報内容を守秘し、通報者に対して不利益な扱いを行わない。

- (4) 法令、定款又は社内規程に違反した者に対しては、就業規則に基づく懲戒処分を含め、厳正な処分を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役から、その職務を補助すべき使用人の設置を求められた場合には、必要に応じて監査役の補助使用人を置くこととし、その補助使用人に対する人事については、取締役と監査役とが、協議の上決定することとする。
- (2) 補助使用人は、監査役の指揮命令に従い職務を行うものとし、業務執行にかかる役職を兼務しないこととする。
- (3) 補助すべき使用人の人事異動、人事評価は監査役の承認を得ることとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- (1) 代表取締役、業務担当役員は、取締役会等の監査役の出席する会議において、積極的に担当業務の執行状況を報告するものとする。
- (2) 取締役及び各事業部門の責任者は、以下に定める事項が発見された場合、直ちに監査役へ報告するものとする。
- ① 会社信用を著しく低下させたもの、又はその恐れのあるもの
 - ② 会社業績に大きく悪影響があるもの、又はその恐れのあるもの
 - ③ 社内外へ重大な被害を与えたもの、又はその恐れのあるもの
 - ④ 社内規程への重大な違反事項
 - ⑤ その他上記①～④に準ずる事項
- (3) 監査役は、社内の重要な会議に出席することができる。これを確保するために、監査役から要求のあった場合には、当該会議の開催案内を当該監査役に通知するものとする。
- (4) 役職員は、通報窓口その他を通じて、法令、定款又は社内規程に違反する重要な事項を知った場合には、直ちに当該事項を監査役に報告するものとする。

- (5) 監査役は上記以外の事項についても、必要に応じて随時取締役及び使用人に報告を求めることができる。
- (6) 監査役は報告された上記事項につき、その適法性、合理性を検証し、取締役及び使用人に対し勧告を行う。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役の過半数を社外監査役が占めることとし、対外的透明性を確保・維持する。
- (2) 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、監査上の重要課題等について随時意見を交換する。
- (3) 監査役は、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保持し、その職務を行う。

連 結 貸 借 対 照 表

平成24年5月1日付で連結子会社を吸収合併した結果、当連結会計年度末には連結子会社が存在していません。従いまして、当連結会計年度の連結貸借対照表は作成していません。

連 結 損 益 計 算 書

(平成23年6月1日から
平成24年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
高 上 原 価		3,371,547
上 原 価		1,781,539
総 利 益		1,590,007
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,464,583
業 外 利 益		125,423
業 外 収 益		
受 取 利 息	90	
受 取 家 賃	2,606	
受 取 賃 貸 料	9,309	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	2,844	
そ の 他	3,082	17,934
業 外 費 用		
支 払 利 息	5,217	
為 替 差 損	5,633	
そ の 他	155	11,006
経 常 利 益		132,350
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	174	174
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	885	
固 定 資 産 除 却 損	600	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	26,127	27,613
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		104,911
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	68,020	
法 人 税 等 調 整 額	△324	67,696
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		37,214
少 数 株 主 利 益		812
当 期 純 利 益		36,402

(注) 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結株主資本等変動計算書

(平成23年6月1日から)
(平成24年5月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				その他の包括利益累計額		少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
平成23年6月1日残高	432,750	525,783	664,530	1,623,063	—	—	37,003	1,660,067
当期変動額								
剰余金の配当			△28,462	△28,462		—		△28,462
当期純利益			36,402	36,402		—		36,402
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				—	△85	△85	△37,003	△37,089
当期変動額合計	—	—	7,939	7,939	△85	△85	△37,003	△29,149
平成24年5月31日残高	432,750	525,783	672,470	1,631,003	△85	△85	—	1,630,918

(注) 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

- 1 連結の範囲に関する事項
平成24年5月1日付で連結子会社を吸収合併した結果、当連結会計年度末における連結子会社はありません。
- 2 持分法の適用に関する事項
該当事項はありません。
- 3 連結子会社の事業年度等に関する事項
平成 24 年 5 月 1 日付で連結子会社を吸収合併した結果、当連結会計年度末には連結子会社はありません。
なお、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書に含まれる株式会社アールモパイルの会計期間は、平成 23 年 6 月 1 日から平成 24 年 4 月 30 日までであります。
- 4 会計処理基準に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券
その他有価証券
時価のあるもの
決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）
時価のないもの
移動平均法による原価法
 - ② たな卸資産
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - (イ) 商品
個別法
 - (ロ) 貯蔵品
最終仕入原価法
 - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
レンタル資産
レンタル資産の経済的使用可能予測期間を耐用年数とし、当該期間満了時のレンタル資産の見積処分価額を残存価額とする定額法によっております。
その他の有形固定資産
定率法によっております。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	5～42年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	2～15年
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
ソフトウェア
ソフトウェア（自社利用）の見込利用可能期間を耐用年数（5年）とし、残

存価額をゼロとする定額法によっております。

- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。なお、平成20年5月31日以前に契約したリース物件で、所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
 - (3) 重要な引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 商品保証引当金
保証付中古パソコン等の返品による損失に備えるため、保証期間に係る保証見積額を過去の実績を基礎とした会社計上基準により計上しております。
 - (4) 重要な収益及び費用の計上基準
レンタル料収入の計上基準
レンタル期間の経過に伴い、役務の提供に対応して、契約上收受すべきレンタル料額を収入として計上しております。
 - (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
 - (6) 重要なヘッジ会計の方法
 - ① ヘッジ会計の方法
金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。
 - ② ヘッジ手段とヘッジ対象
(ヘッジ手段) (ヘッジ対象)
金利スワップ 借入金の利息
 - ③ ヘッジ方針
借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。
 - ④ ヘッジ有効性評価の方法
金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますため、有効性の評価を省略しております。
 - (7) その他連結計算書類作成のための重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
- 5 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更
(1 株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用)
当連結会計年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり

当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。この適用により、連結決算日後に行った株式分割は、当連結会計年度の期首に行われたと仮定して1株当たり当期純利益金額を算定しております。(会計上の見積りの変更)

レンタル資産の低価格化に伴い、購入状況及び使用状況について見直しを行った結果、レンタル資産の一部についてより実態に適合した耐用年数に変更しております。この変更により、従来の方法に比べて当連結会計年度の営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益は、それぞれ15,506千円増加しております。

6 追加情報

(法人税率の変更等による影響)

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.69%から、平成24年6月1日に開始する連結会計年度から平成26年6月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については38.01%に、平成27年6月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.64%となります。

この税率変更により、法人税等調整額が5,176千円増加しました。

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

- 1 発行済株式の種類及び総数に関する事項
普通株式 25,875株
- 2 剰余金の配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年8月30日 定時株主総会	普通株式	28,462	1,100.00	平成23年 5月31日	平成23年 8月31日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年8月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	28,462	1,100.00	平成24年 5月31日	平成24年 8月31日

(1株当たり情報に関する注記)

- 1 1株当たり純資産額 一円一銭
 - 2 1株当たり当期純利益 14円07銭
- (注) 当社は、平成24年6月1日付で普通株式1株に対し100株の割合で株式分割を行いました。1株当たり当期純利益の金額は、当連結会計年度の期首に株式分割をしたと仮定して算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

(単元株制度の採用、株式分割及び定款の一部変更)

当社は、平成24年4月24日開催の取締役会決議に基づき、平成24年6月1日付で当定款の一部を変更し、株式分割及び単元株制度の採用を実施いたしました。

- 1 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的
平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を100株とするため、株式分割を実施するとともに、100株を1単元とする単元株制度を採用いたしました。
- 2 分割の方法
平成24年5月31日(木曜日)最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき、100株の割合をもって分割いたしました。
- 3 分割により増加した株式数
株式分割前の発行済株式数 25,875株
今回の分割により増加した株式数 2,561,625株
株式分割後の発行済株式数 2,587,500株
株式分割後の発行可能株式総数 10,350,000株
- 4 株式分割の効力発生日
平成24年6月1日
- 5 1株当たり情報に及ぼす影響
「1株当たり情報」は、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

(その他の注記)
(企業結合等関係)
共通支配下の取引等

1 取引の概要

(1) 被結合当事企業の名称及びその事業の内容

企業の名称：株式会社アールモバイル

事業の内容：中古携帯電話及び中古パソコン等の買取・再生・販売

(2) 企業結合日

平成24年5月1日

(3) 企業結合の法的形式

株式会社パシフィックネットを存続会社とし、株式会社アールモバイルを消滅会社とする吸収合併方式です。

(4) 結合後企業の名称

株式会社パシフィックネット

(5) その他取引の概要に関する事項

当社の連結子会社株式会社アールモバイルは、当社の中古携帯電話事業の拡大を目的として、平成22年8月に当社が51%、光通信が49%を出資して設立いたしました。この度、株式会社アールモバイルを取り巻く事業環境や今後の事業展開について、経営体制を強化し、経営効率化・意思決定の迅速化を図るためには、当社が株式会社アールモバイルを完全子会社化した上で、当社を存続会社とする吸収合併を実施することが最善の方法であると、光通信と合意しました。

2 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

なお、本吸収合併を実施した結果、当連結会計年度末において連結子会社が存在しないため、連結貸借対照表を作成しておりません。

貸借対照表

(平成24年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,779,003	流動負債	598,273
現金及び預金	1,288,537	買掛金	106,031
受取手形	1,059	一年内返済予定の長期借入金	250,156
売掛金	174,151	リース債務	4,051
商品	212,357	未払金	55,895
貯蔵品	2,030	未払費用	71,593
前渡金	2,978	未払法人税等	68,144
前払費用	48,451	未払消費税等	20,483
繰延税金資産	27,336	未払事業所税	6,066
未収入金	30,841	前受金	4,364
その他	443	預り金	5,776
貸倒引当金	△9,184	前受収益	1,467
固定資産	752,913	商品保証引当金	3,897
有形固定資産	469,972	その他	345
レンタル資産	318,494	固定負債	302,725
建物	92,217	長期借入金	195,642
車両運搬具	1,685	リース債務	9,475
工具、器具及び備品	44,962	長期未払金	21,633
リース資産	12,612	資産除去債務	75,974
無形固定資産	19,602	負債合計	900,998
ソフトウェア	19,602	(純資産の部)	
投資その他の資産	263,338	株主資本	1,631,003
投資有価証券	14,621	資本金	432,750
出資金	330	資本剰余金	525,783
長期営業債権	160	資本準備金	525,783
長期前払費用	2,480	利益剰余金	672,470
差入保証金	209,366	利益準備金	625
繰延税金資産	27,533	その他利益剰余金	671,845
その他	9,005	繰越利益剰余金	671,845
貸倒引当金	△160	評価・換算差額等	△85
		その他有価証券評価差額金	△85
資産合計	2,531,916	純資産合計	1,630,918
		負債純資産合計	2,531,916

(注) 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

損益計算書

(平成23年6月1日から)
(平成24年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
高 上 原 価		3,259,654
上 原 価		1,730,001
総 利 益		1,529,653
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,408,784
営 業 利 益		120,869
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	90	
受 取 家 賃	2,606	
受 取 賃 貸 料	9,309	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	2,844	
雑 収 入	4,003	18,854
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,217	
為 替 差 損	5,627	
雑 損 失	155	11,001
経 常 利 益		128,721
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	174	174
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	885	
固 定 資 産 除 却 損	524	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	26,127	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 損	6,282	33,820
税 引 前 当 期 純 利 益		95,076
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	67,885	
法 人 税 等 調 整 額	△1,826	66,059
当 期 純 利 益		29,016

(注) 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

株主資本等変動計算書

(平成23年6月1日から)
(平成24年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
平成23年6月1日残高	432,750	525,783	525,783	625	671,291	671,916
当期変動額						
剰余金の配当			—		△28,462	△28,462
当期純利益			—		29,016	29,016
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			—		—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	554	554
平成24年5月31日残高	432,750	525,783	525,783	625	671,845	672,470

(単位：千円)

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成23年6月1日残高	1,630,449	—	—	1,630,449
当期変動額				
剰余金の配当	△28,462		—	△28,462
当期純利益	29,016		—	29,016
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	—	△85	△85	△85
当期変動額合計	554	△85	△85	468
平成24年5月31日残高	1,631,003	△85	△85	1,630,918

(注) 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価の切り下げの方法）

(1) 商品

個別法

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

レンタル資産

レンタル資産の経済的使用可能予測期間を耐用年数とし、当該期間満了時のレンタル資産の見積処分価額を残存価額とする定額法によっております。

その他の有形固定資産

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	5～42年
車両運搬具	2～6年
工具器具及び備品	2～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア

ソフトウェア（自社利用）の見込利用可能期間を耐用年数（5年）とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。なお、平成20年5月31日以前に契約したリース物件で、所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 長期前払費用

定額法によっております。

- 4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- 5 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 商品保証引当金
保証付中古パソコン等の返品による損失に備えるため、保証期間に係る保証見積額を過去の実績を基礎とした会社計上基準により計上しております。
- 6 収益及び費用の計上基準
レンタル料収入の計上基準
レンタル期間の経過に伴い、役務の提供に対応して、契約上収受すべきレンタル料額を収入として計上しております。
- 7 ヘッジ会計
 - (1) ヘッジ会計の方法
金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますため、特例処理を採用しております。
 - (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
(ヘッジ手段) (ヘッジ対象)
金利スワップ 借入金の利息
 - (3) ヘッジ方針
借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。
 - (4) ヘッジ有効性評価の方法
金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますため、有効性の評価を省略しております。
- 8 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
- 9 重要な会計方針の変更
(1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用)
当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号平成22年6月30日）を適用しております。この適用により、決算日後に行った株式分割は、当事業年度の期首に行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(表示方法の変更)

貸借対照表

前事業年度において「その他」に含めておりました「未収入金」(前事業年度7,514千円)については、重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。

(会計上の見積りの変更)

レンタル資産の低価格化に伴い、購入状況及び使用状況について見直しを行った結果、レンタル資産の一部についてより実態に適合した耐用年数に変更しております。

この変更により、従来の方法に比べて当事業年度の営業利益、経常利益、税引前当期純利益は、それぞれ15,506千円増加しております。

10 追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

- 1 有形固定資産の減価償却累計額 926,220千円
- 2 当社は、商材の安定確保を行うため、リース会社と買取保証契約を締結しております。その買取保証額は186,180千円であります。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高	20,215千円
仕入高	25,142千円
営業取引以外の取引高	933千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

(1) 流動資産

貸倒引当金繰入	2,422千円
商品保証引当金	1,481千円
従業員未払賞与	14,138千円
未払事業税	5,789千円
未払事業所税	2,306千円
その他	1,197千円
繰延税金資産合計	<u>27,336千円</u>

(2) 固定資産

レンタル資産等減価償却	9,713千円
資産除去債務	27,990千円
投資有価証券評価損	9,311千円
その他	1,575千円
評価性引当金	<u>△11,153千円</u>
繰延税金資産合計	<u>37,437千円</u>

繰延税金資産合計

64,773千円

(繰延税金負債)

(1) 固定負債

有形固定資産	<u>△9,904千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△9,904千円</u>

繰延税金負債合計

△9,904千円

繰延税金資産(負債)の純額

54,869千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.69%
(調整)	
留保金課税	1.54%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.87%
住民税均等割	4.00%
子会社合併による影響	3.33%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	5.44%
評価性引当金	12.17%
その他	0.44%
小計	<u>28.79%</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>69.48%</u>

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.69%から、平成24年6月1日に開始する事業年度から平成26年6月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については38.01%に、平成27年6月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.64%となります。この税率変更により、繰延税金資産が5,182千円減少し、法人税等調整額が5,176千円増加しました。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
工具、器具及び備品	16,139	13,823	2,316
合計	16,139	13,823	2,316

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	2,497千円
合計	2,497千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	3,534千円
減価償却費相当額	3,227千円
支払利息相当額	157千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年以内	1,864千円
1年超	1,302千円
合計	3,166千円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達は銀行等金融機関からの借入れによっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金に係る信用リスクは、業務管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は主に企業間取引の強化を目的とした株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況を把握するようにしております。

差入保証金は、主に建物賃貸借契約に係るものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金はそのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売業務規程等に従い、営業債権等について、営業部が全社的に一括して把握し、必要に応じて信用調査を行う等、取引先ごとに期日及び残高を管理すると共に、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券の市場価格については、市場価格の推移、発行体の信用状況を監視しております。

一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を利用して、ヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新し、手許流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成24年5月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注)2をご参照ください。)

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
(1) 現金及び預金	1,288,537	1,288,537	—
(2) 売掛金	174,151	174,151	—
(3) 投資有価証券	749	749	—
(4) 差入保証金	116,771	109,020	△7,751
(5) 買掛金	(106,031)	(106,031)	—
(6) 長期借入金 (*2)	(445,798)	(445,673)	△124

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金(250,156千円)が含まれております。

(注)1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを一定期間ごとに分類し、国債の利回り等、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 買掛金

買掛金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注)2 時価を把握するのが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	13,872
差入保証金	92,594

(*1) 非上場株式については市場性がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(3)投資有価証券」には含めておりません。

(*2) 差入保証金のうち償還期間が確定していないため、合理的に見積もれず、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、「(4)差入保証金」には含めておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1	1株当たり純資産額	630円31銭
2	1株当たり当期純利益	11円21銭

(注) 当社は、平成24年6月1日付で普通株式1株に対し、100株の割合で株式分割を行いました。1株当たり情報の各金額は、当事業年度の期首に株式分割をしたと仮定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

(単元株制度の採用、株式分割及び定款の一部変更)

当社は、平成24年4月24日開催の取締役会議に基づき、平成24年6月1日付で当社定款の一部を変更し、株式分割及び単元株制度の採用を実施いたしました。

(1) 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を100株とするため、株式分割を実施するとともに、100株を1単元とする単元株制度を採用いたしました。

(2) 分割の方法

平成24年5月31日(木曜日)最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき、100株の割合をもって分割いたしました。

(3) 分割により増加した株式数

株式分割前の発行済株式数	25,875株
今回の分割により増加した株式数	2,561,625株
株式分割後の発行済株式数	2,587,500株
株式分割後の発行可能株式総数	10,350,000株

(4) 株式分割の効力発生日

平成24年6月1日

(5) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

(その他の注記)

資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から3～19年と見積もり、割引率は国債の利回りで割り引いて、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	75,865千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	279千円
時の経過による調整額	574千円
資産除去債務の履行による減少額	745千円
期末残高	75,974千円

会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成24年7月26日

株式会社 パシフィックネット
取締役会 御中

九 段 監 査 法 人
指 定 社 員 公 認 会 計 士 小 林 靖 ㊟
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 並 河 慎 一 ㊟
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 石 尾 仁 ㊟
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社パシフィックネットの平成23年6月1日から平成24年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社パシフィックネット及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計上の見積りの変更に記載のとおり、会社は一部のレンタル資産について耐用年数を変更している。
当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成24年 7月26日

株式会社 パシフィックネット
取締役会 御中

九 段 監 査 法 人
指 定 社 員 公 認 会 計 士 小 林 靖 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 並 河 慎 一 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 石 尾 仁 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社パシフィックネットの平成23年6月1日から平成24年5月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計上の見積りの変更に記載のとおり、会社は一部のレンタル資産について耐用年数を変更している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年6月1日から平成24年5月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、監査役会で審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその業務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる基準）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人九段監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人九段監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年7月30日

株式会社 パシフィックネット 監査役会

常勤社外監査役 有 川 弘 ㊞

監 査 役 東 後 忠 明 ㊞

社外監査役 肥 沼 晃 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりとしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第24期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき1,100円 総額28,462,500円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年8月31日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

第2号議案 定款の一部変更の件

1. 変更の理由

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. コンピュータ、並びにコンピュータ周辺機器、通信機器、電子電気機器、光学機器、家具、家庭用電気機器、建設用機械器具、建設用機材、<u>自動車、医療器具</u>、携帯電話、事務機器及び自然エネルギー等による発電設備の賃貸借、売買、修理及び輸出入</p> <p>2. ～ (省略)</p> <p>10. (新設)</p> <p><u>11.</u> ～ (省略)</p> <p><u>24.</u></p>	<p>第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. コンピュータ、並びにコンピュータ周辺機器、通信機器、電子電気機器、光学機器、家具、家庭用電気機器、建設用機械器具、建設用機材、<u>車両、各種機械・器具 (計量器、医療器具を含む)</u>、携帯電話、事務機器及び自然エネルギー等による発電設備の賃貸借、売買、修理及び輸出入</p> <p>2. ～ (現行どおり)</p> <p>10. <u>11. 食料、化学製品、化粧品、飲料水及びそれらに関する原料の輸出入</u></p> <p><u>12.</u> ～ (現行どおり)</p> <p><u>25.</u></p>

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の 有する 株式数
1	上田 満 弘 (昭和27年2月13日生)	昭和50年 4月 殖産住宅相互株式会社入社 昭和58年 1月 キャットジャパンリミテッド株式会社入社 昭和60年 2月 株式会社パシフィックコンピュータバンク取締役 昭和63年 7月 当社代表取締役社長（現任）	14,850株
2	山崎 健 一 (昭和19年2月7日生)	昭和42年 4月 株式会社協和銀行（現 株式会社りそな銀行）入行 平成8年 6月 株式会社あさひ銀行（現 株式会社りそな銀行）取締役人事部長 平成10年 4月 同行取締役 平成10年 6月 同行常務取締役 平成11年 6月 あさひ銀保証株式会社（現 りそな保証株式会社）代表取締役副社長 平成14年 3月 三平建設株式会社代表取締役専務 平成16年 3月 株式会社ふじもと取締役社長 平成18年 1月 当社取締役 平成19年 10月 株式会社スリー・シー・コンサルテイング社外監査役 平成21年 8月 当社取締役副社長 平成24年 5月 当社取締役副社長 内部監査室、企画部、海外事業部、浜松支店、名古屋支店担当（現任）	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の 有する 株式の 数
3	岩間正俊 (昭和27年1月11日生)	昭和51年 9月 千代田電子計算株式会社（現 システムズ・デザイン株式会社）入社 平成元年 3月 当社入社営業管理部長 平成10年 4月 当社常務取締役 平成12年 4月 株式会社パシフィックアイテック取締役社長 平成14年 11月 当社常務取締役大阪支店長 平成17年 9月 当社常務取締役 平成20年 11月 当社専務取締役 平成24年 5月 当社専務取締役 バイセル営業部、アセット事業部、東京営業部、モバイル営業部、東京テクニカルセンター、札幌支店、仙台支店担当（現任）	300株
4	亀田秀幸 (昭和35年9月4日生)	昭和58年 5月 千代田電子計算株式会社（現 システムズ・デザイン株式会社）入社 昭和64年 1月 株式会社パシフィックコンピュータバンク入社 平成元年 10月 当社入社 平成12年 6月 株式会社パシフィックアイテック取締役営業統括部長 平成14年 6月 当社取締役レンタル事業部長 平成15年 6月 当社取締役レンタル営業部長 平成16年 6月 当社取締役営業部長 平成18年 3月 当社取締役大阪支店長 平成22年 4月 当社取締役市場開発部長 平成22年 6月 当社取締役営業本部長 平成22年 8月 当社取締役営業本部長兼営業部長 平成24年 5月 当社取締役 情報システム室、本社営業部、レンタル事業部、大阪支店、広島支店、福岡支店担当（現任）	75株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の 有する 当株式 の数
5	菅谷泰久 (昭和33年11月27日生)	昭和55年 5月 田中税理士事務所入所 昭和60年 2月 株式会社カネイチ入社 平成4年 8月 株式会社アクティブ入社 平成6年 7月 株式会社日本メディックス入社 平成11年 7月 当社入社 平成13年 6月 当社管理統括部長 平成14年 6月 当社取締役総務部長 平成17年 9月 当社取締役財務経理部長 平成18年 9月 当社取締役 平成20年 2月 当社取締役財務経理部長 平成22年 2月 当社取締役財務経理部長兼情報システム部長 平成22年 6月 当社取締役管理本部長兼財務経理部長兼情報システム室長 平成22年 7月 当社取締役管理本部長兼財務経理部長 平成23年 6月 当社取締役財務経理部長 人事総務部担当(現任)	75株
6	神谷宗之介 (昭和49年6月25日生)	平成8年 11月 司法試験合格 平成11年 4月 東京弁護士会に弁護士登録の上、大原法律事務所勤務 平成17年 1月 ニューヨーク州弁護士登録 平成19年 1月 神谷法律事務所を開設(現任) 平成19年 8月 当社監査役 平成20年 6月 株式会社日本デジタル研究所監査役(現任) 平成21年 8月 当社社外取締役(現任)	0株
7	星野幹雄 (昭和23年7月1日生)	昭和47年 4月 第一勧業銀行(現 株式会社みずほ銀行)入行 平成4年 4月 同行本店審査第一部審査役 平成6年 1月 同行前橋支店長 平成8年 4月 同行笹塚支店長 平成10年 10月 同行堺支店長 平成12年 4月 同行麴町支店長 平成14年 9月 東京リース株式会社(現 東京センチュリーリース株式会社)へ転籍、東京オートリース株式会社へ出向 平成15年 6月 同社台湾現地法人である統一東京株式会社へ出向(董事長) 平成17年 6月 東京リース株式会社(現 東京センチュリーリース株式会社)執行役員兼統一東京株式会社董事長 平成22年 1月 東京リース株式会社(現 東京センチュリーリース株式会社)執行役員 平成22年 6月 株式会社アイテックリース常務取締役 平成23年 7月 同社非常勤取締役兼当社入社顧問 平成24年 7月 当社海外事業部長(現任)	0株

- (注) 1. 上記の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 神谷宗之介氏は、社外取締役候補者であります。

3. 神谷宗之介氏は、弁護士として企業法務に精通されており、利害関係が無い見地から、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しました。
4. 社外取締役候補者の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、神谷宗之介氏は3年となります。
5. 当社は、現行定款において、社外取締役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき当社が社外取締役である神谷宗之介氏の再任が承認可決された場合に継続する予定の責任限定契約の内容は次のとおりであります。

(責任限定契約の概要)

会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、社外取締役が職責を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する最低責任限度額を限度とする旨の契約。

6. 当社は、神谷宗之介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

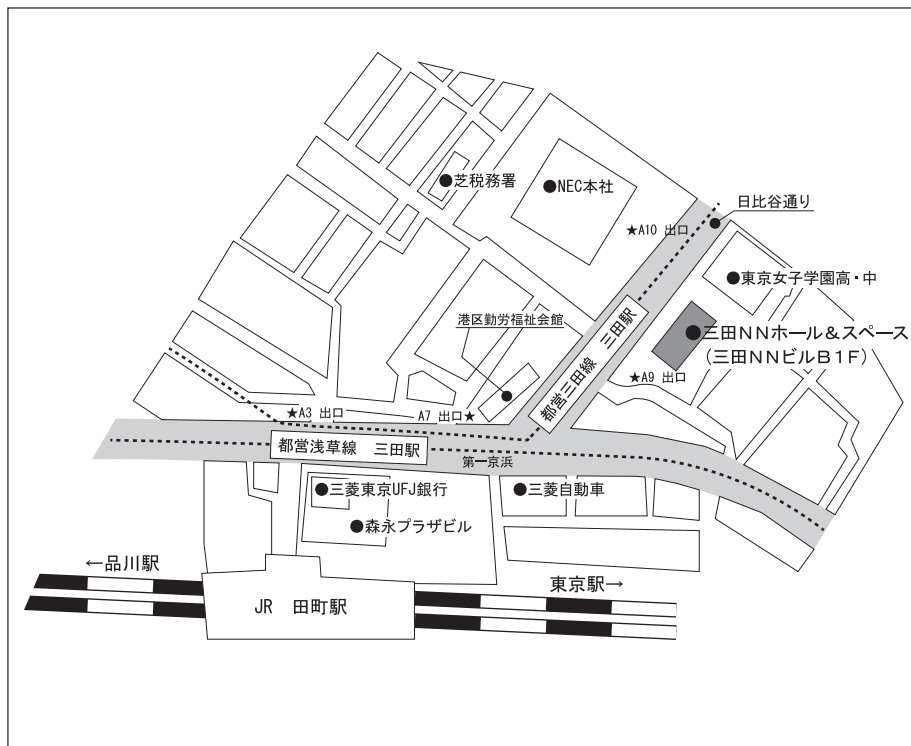
以 上

〈メ モ 欄〉

A series of horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

東京都港区芝四丁目1番23号
三田NNビル地下1階
三田NNホール&スペース（スペースD）
TEL 03-5443-3233



〔交通のご案内〕

- JR田町駅 徒歩5分
- 都営三田線 三田駅直結（A9出口）
- 都営浅草線 三田駅 徒歩3分